

リバーシティ・ケーブルテレビ TVサービス加入契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

リバーシティ・ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、このリバーシティ・ケーブルテレビ TVサービス加入契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)により、当社が設置する有線一般放送施設によるTVサービス(附帯するサービスを含みます。以下「TVサービス」といいます。)を提供します。

2. 当社が提供する有線一般放送施設によるTVサービス以外のサービスについては、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

3. 本約款は、放送法第140条第2項の契約約款としても適用されるものとします。

第2条 (約款の変更)

当社は、総務省に届け出た上で、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款になります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 (用語の定義)

この約款において使用する用語は、放送法(以下「法」といいます)において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-----------------|--|
| 有線一般放送施設 | 当社がTVサービスを行う為の機械、器具、電線その他の電气的設備 |
| 受信障害区域 | 「当社の業務区域内において地上基幹放送(テレビジョン放送に限る)の受信の障害が発生している区域」 |
| TVサービス | 有線一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信するサービスのこと |
| 自主放送 | TVサービス利用料の範囲で行なうCS放送および当社が制作する番組放送 |
| 加入契約 | 当社からTVサービスを受ける為の契約 |
| 加入申込 | 加入契約の申込 |
| 加入申込者 | 当社に加入契約の申込みをする者 |
| 加入者 | 当社と加入契約を締結した者 |
| 引込設備 | 加入者がTVサービスを受信する為、有線一般放送施設に接続された引込点(タップオフ)から加入者宅の保安器までに設置された引込線および機器 |
| 宅内設備 | 加入者がTVサービスを受信する為、加入者宅の保安器の出力端子から受信機までに設置された宅内線 |
| 加入者施設 | 引込設備および宅内設備の総称 |
| デジアナ放送サービス | 地上デジタル放送をアナログ信号へ変換し、アナログ方式によって視聴するサービス。当社と加入契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ番組を視聴できるようにするTVサービス |
| デジタル放送サービス | 当社と加入契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ当社のデジタル方式による番組を視聴できるようにするTVサービス |
| セットトップボックス(STB) | デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続されたコンバーター |
| 受信機 | 加入者宅内のテレビ受像機及びFM受信機 |
| B-CASカード | セットトップボックスに挿入されることによりセットトップボックスを制御する、ICを組み込んだB-CASが貸与するカード |
| B-CAS | 限定受信システムカード(B-CAS)を管理する会社 株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの略 |
| C-CASカード | セットトップボックスに挿入されることにより、セットトップボックスを制御する、ICを組み込んだ当社が貸与するカード |

第2章 契約

第4条(加入契約の単位)

加入契約は、各世帯毎又は事業所毎に行うものとします。但し、同一家屋内で且つ同一の生計を営む2以上の世帯は1世帯とみなします。また、同一の世帯又は事業所に2以上の加入者引込線を要する場合は、加入者契約の単位を加入者引込線とします。

第5条(加入契約の成立)

加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承諾し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上当社に申込み、当社がこれを承認したとき成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

- (1) 当社のTVサービス提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
- (2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
- (3) 加入者申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。)がある場合
- (4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
- (5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
- (6) 料金等のお支払方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

(7) 加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合

(8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合

3. RCC TVデジタルサービス有料番組（以下「有料番組」といいます。）を利用する場合には、加入者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合は、電話等により当社に申し込むことができるものとします

4. 一部の有料番組については、二十歳未満の加入者、学生の加入者は利用できないことがあります。

5. 当社は、本人姓および年齢確認のために身分証の提示を求める場合があります。

第6条（最低利用期間）

TVサービスには、1年間の最低利用期間があります。

2. 加入者は、TVサービス提供を開始した日の属する月の翌月を1と起算して1年間の契約期間内に契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

3. 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。

(1) 当社のTVサービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社のTVサービスの加入申込を行う場合

(2) 第8条（停止および解除）第3項および第4項の規定により、当社が加入契約を解除する場合

4. 加入者が第10条（TVサービスの変更）をした場合は、変更前のTVサービスの契約期間と変更後のTVサービスの契約期間を合算し、1年の期間を満たさない場合に、解除料を支払っていただきます。この場合は、契約の解除があった時点のTVサービス利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。

| 利用期間 | 解除料 |
|--------|----------------|
| 2ヶ月未満 | 残契約月数×月額料金の80% |
| 6ヶ月未満 | 残契約月数×月額料金の60% |
| 12ヶ月未満 | 残契約月数×月額料金の40% |

第7条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

2 加入者は解約しようとする場合、第14条（利用料）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約日の属する月までに精算するものとします。

3 加入契約料の払い戻しはいたしません。

4 解約の場合、当社はTVサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は、撤去費用実費を負担します。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

5. 加入者は本条に定める解約、および第8条（停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合には、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

6. 加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第8条（停止及び解除）

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、またはこの約款に違反する行為があったと認められる場合及びその恐れがある場合は、加入者に催促した上でTVサービスの提供を停止あるいは加入契約の解除をすることができるものとします。なお、停止の場合は第11条（一時停止および再開）の規定を、解除の場合は第7条（解約）の規定に準じて取り扱います。

2. 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、TVサービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3. 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、TVサービスの提供にかかわる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でTVサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

4. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりTVサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第3章 TVサービス

第9条(当社が提供するTVサービス)

当社は、当社がTVサービスを提供している区域(以下「業務区域」といいます。)内において、加入者に次のTVサービスを提供します。なお、放送事業者のテレビジョン放送には、加入者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって視聴できるもの(有料番組)を含みます。

(1) 再放送サービス

1. 放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送および超短波放送の内当社が定めた放送の同時再放送サービス、ならびに次号のRCC TVデジタルサービス有料番組を除く当社による自主放送サービス

2. 受信障害区域の指定再放送認定を受けた者にも適用します

(2) RCC TVデジタルサービス

(ア) RCC TVデジタルサービス基本番組

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービス、ならびに次号のRCC TVデジタル有料番組を除く当社による自主放送サービス

(イ) RCC TVデジタルサービス有料番組

放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行う有料放送サービス。ただし、有料番組はRCC TVデジタルサービス基本番組をご利用いただく場合に限りご利用いただけます。

- (3) その他のTVサービス
当社が別途定めるその他TVサービス

第10条 (TVサービスの変更)

加入者は、TVサービスの変更を申込みことができます。

2. TVサービスの変更の場合には、第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める加入申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等により当社に申込みができるものとします。この場合、当社は、加入申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。
3. 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は、別に定める工事費を支払っていただきます。
4. 当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
5. TVサービスの変更を行った場合には、変更後のTVサービス料金に従っていただきます。

第11条 (一時停止及び再開)

加入者は、当社のTVサービスの提供の一時停止又はその再開を希望する場合は、当社に文書によりその旨を申し出るものとします。この場合、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、別に定めます。

2. 前項の一時停止期間は、1ヶ月単位を基本とし、最長6ヶ月とします。
3. 加入者が一時停止を申し出たとき、当社は、次に該当する場合に承諾します。
 - (1) 入院、出張、加入者が学生で帰省する等の長期不在になる場合
 - (2) 加入者が一時停止の取扱いを受けていた場合で、第2項の期間終了後、TVサービスを再開した日の属する月から6ヶ月を経過している場合
 - (3) 当社が特に認めた場合
4. 当社は、加入世帯ごとまたは事業者ごとに、一時停止および再開を取り扱います。

第4章 料金等

第12条 (料金の適用)

当社が提供するサービスの料金は、加入契約料、利用料、附帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。

2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第13条 (加入契約料等)

加入者は、当社が別に定める料金表に従い加入契約料および工事費等を当社に支払うものとします。ただし当社は加入契約料、工事費等を減額することがあります。

2. 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。
3. 加入者は、第10条（TVサービスの変更）を行った場合には、加入契約料の支払いを要しません。

第14条 (利用料)

加入者は当社が別に定める料金表に規定する利用料を、以下の起算日から当社に支払うものとします。

| TVサービス | 起算日 |
|---------------------------|--|
| (1) 再放送サービス | 基本番組サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から基本番組サービス利用料を毎年支払うものとします。 |
| (2) RCC TVデジタルサービス | |
| (ア) RCC TVデジタルサービス基本番組利用料 | RCC TVデジタルサービス基本番組の提供を受け始めた日の属する月の翌月からRCC TVデジタルサービス基本番組利用料を毎月支払うものとします。 |
| (イ) RCC TVデジタルサービス有料番組利用料 | RCC TVデジタルサービス有料番組の提供を受け始めた日の属する月の翌月からRCC TVデジタルサービス有料番組利用料を毎月支払うものとします。 |
| (3) その他のサービス利用料 | 当社と加入者が別途合意によるTVサービスを受ける場合には、そのTVサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月からTVサービス利用料等を毎月支払うものとします。 |

2. 当社が第9条（当社が提供するTVサービス）に定めるTVサービスのうち、加入者が契約しているTVサービスの全てにつき、月のうち継続して10日以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は、無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由によるTVサービス停止の場合は、この限りではありません。

3. 日本放送協会（NHK）の定めによるテレビジョン受信料（衛星放送受信料を含みます）は、当社が設定した利用料には含まれておりません。

第15条 (延滞処理)

加入者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分とあわせてお支払いいただくことにした翌月の支払期日を経過してもなおお支払いがない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、別に定める延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。

2. 前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。

第5章 施設等

第16条(施設の設置及び費用の負担等)

当社は、放送センターから受信機までの施設(以下「本施設」という)のうち、放送センターから保安器までの施設(以下「当社施設」という)の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、加入者は加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金(以下「引込工事費」という)を負担するものとします。自営柱の建植、地下埋設等を必要とする場合においても、加入者はその費用を負担するものとします。

2. 加入者は、保安器の出力端子からテレビ受信機(当社の機器等を除く)までの施設(以下「加入者施設」という)の設置工事に要する費用(以下「宅内工事費」という)を負担し、これを所有するものとします。

3. 加入者は、加入者施設であっても修理等のため移動、取外し、変更等を行う場合は、当社と協議のうえ行うものとします。これに違反した場合は、加入者が自己の費用で原状に復するものとします。

4. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。

5. 当社がこの約款に従ってTVサービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとし、当該工事の保証期間は工事完了日から1年間とします。

第17条(設置場所の変更)

加入者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。

(1) 変更先が同一敷地内の場合

(2) 変更先が、当社がTVサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合

2. 加入者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社にその旨を申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。

3. 加入者は、第16条(施設の設置および費用の負担等)の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

第18条(施設の設置場所の無償使用等)

加入者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。

2. 当社は、TVサービスの提供に必要な施設の設置のため、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。

3. 加入者は、施設の設置について、地主、家主その他の利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、加入者は責任をもって解決するものとします。

第19条(機器等の貸与)

当社は、加入者にTVサービスごとに料金表に定める機器等を貸与します。

2. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、または、紛失および修理不能による場合は、第7条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

4. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

5. 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第20条(他のサービスの機器等の使用)

RCC TVデジタルサービスの加入者は、STB(付属品を含みます。)の追加使用を申し出ることができます。

2. 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。

3. 前2項の追加を行った場合の当該機器等の使用料は、料金表に定めます。

4. 加入者は、RCC TVデジタルサービスを解約した場合にもかかわらず、追加した第1項の他のTVサービスの機器等の使用を継続する場合には、再放送サービスに移行したものとみなします。この場合はその料金に従っていただきます。

5. 加入者は使用上の注意事項を厳守して当該機器等の維持管理するものとします。

6. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、または、紛失および修理不能による場合は、第7条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第21条(維持管理責任の範囲)

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のTVサービスの、全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。

2. 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第22条(施設の故障等に伴う費用負担)

当社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な借置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、加入者は、その修復に要する費用(修復を伴わない場合は派遣に要した費用)の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

2. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設(当社機器等を含みます。)に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第6章 損害賠償

第23条 (放送内容の変更)

当社は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第24条 (責任の制限)

当社は、TVサービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた損害、及びTVサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対し、損害賠償義務及びいかなる責任も負わないものとします。

2. 加入者が本約款に違反した行為、又は不正若しくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該加入者に対して損害賠償請求を行うことができるものとします。

第25条 (免責事項)

当社は、加入者がTVサービスの利用に関して損害を被った場合、それが当社の故意又は重大な過失による場合を除き、何ら責任を負いません。また、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。

- (1) 天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりTVサービスの提供の中止を余儀なくされた場合
- (2) 当社の責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状(画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。)が発生した場合
- (3) 当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
- (4) 落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された加入者施設およびテレビ受信機等が損害した場合
- (5) 録画機能付STBの利用について、録画再生機能の不具合および録画物等(録画機能付STBに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。)の消失、破損等が生じた場合。また、機器等の交換や撤去を行った際に録画物が消失した場合
- (6) TVサービスの一部又は全部を変更もしくは終了する場合
- (7) TVサービスに係わる設備その他電気通信設備の設置、撤去、修理、又は復旧の工事に当たって、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合

第7章 ICカード

第26条 (B-CASカードの取扱い)

STBに挿入されるB-CASカードに関する取扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第27条 (C-CAS)

当社は、RCC TVデジタルサービス スタンダードHDの加入者に、C-CASカードをSTB1台に1枚を貸与します。

2. C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし、加入者は第7条(解約)及び第8条(停止および解除)の規定により解約または当社が行う契約の解除を行うまでは、STBに常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもってC-CASカードを管理しなければなりません。

3. 加入者の責めにならないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および、当社の判断による場合は、当社は、C-CASカードを交換することがあります。

4. 加入者は、C-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことは出来ません。

5. 加入者は、次の各号を行うことはできません。

- (1) C-CASカードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること
- (2) C-CASカードを日本国外に輸出または持ち出すこと

第28条 (C-CASカードの紛失等)

加入者はC-CASカードを紛失または盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。

2. 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該C-CASカードを無効とします。

第29条 (C-CASカードの再発行)

当社は、C-CASカードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、加入者は、別に定めるC-CASカード再発行手数料を支払わなければなりません。

第30条 (C-CASカードの返却)

加入者は、第7条(解約)及び第8条(停止および解除)の規定により解約または当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

第8章 雑則

第31条 (利用に係わる加入者の義務及び禁止事項)

加入者は、TVサービスを商業目的で利用しないものとします。

2. 加入者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。

3. 前項に違反した場合、加入者は違反した台数につき加入契約に基づくTVサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。

4. 当社のTVサービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、本来のTVサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。

5. 加入者が契約に基づいてTVサービスを受ける権利は、譲渡することができません。
6. 加入者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないものとします。
7. 加入者は、前7項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、若しくは毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
8. 加入者は、TVサービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行わないこととします。
9. 加入者は、TVサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行わないこととします。
10. 加入者は、TVサービスとTVサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェア）を接続しないものとし、かつサービスの全部又は一部を第三者へ提供しないものとします。
11. 加入者は、TVサービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないこととします。
 - (1) 犯罪行為、又はそれに結びつく恐れのある行為等、公序良俗に反する行為
 - (2) 当社を含む第三者の権利、財産、著作権、又はプライバシーを侵害する行為、若しくはそれに結びつく恐れのある行為
 - (3) 当社を含む第三者を誹謗中傷する行為等、当社を含む第三者に不利益を与える行為、若しくはそれに結びつく恐れのある行為
 - (4) TVサービスの信用を毀損する行為、若しくは毀損する恐れのある行為

第32条（加入者の氏名等の変更）

加入者は、その氏名、名称又は住所が若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届出ていただきます。

第32条の2（加入者の地位の承継）

相続または法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

2. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者として扱います。
4. 第1項及び第2項の届出をし、加入者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

加入者は、次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更できるものとします。

- (1) 相続する場合
 - (2) 新規加入者が、変更前の加入者の加入契約に定める機器等の設置場所において当社のサービスの提供を受けることについての加入者の権利義務を継承する場合
2. 前項の名義変更を行う場合、新加入者となる者は当社の承認を得た上、名義変更の書類を提出するものとします。

第33条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文書によって当社に申し出るものとします。

第34条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条（秘密の保護）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

2. 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。

- (1) 通信当事者の同意がある場合。
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制の処分が行われる場合。

第34条の2（加入者に係る情報の取扱い）

当社は、サービスを提供するために必要な加入者にかかわる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入申込書および、加入者が当社に連絡する被紹介者についても、加入者に準じて取り扱います。

2. 前項により、収集し知り得た加入者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、およびその他当社が別に定める加入者に関する情報を、当社は、次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

3. 当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づくほか、当社が別途掲示するプライバシーポリシー及びこの約款の規定に基づいて、加入者の個人情報を適切に取り扱うものとします。

- (1) サービスの提供を開始、継続、または終了（カスタマーセンター対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
- (2) 当社が提供するサービス（CATVインターネット接続サービス、TVサービスおよびそれぞれの付加機能、追加サービス、付帯サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
- (3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
- (4) 加入者から個人情報の取扱いに関して、新たな同意を求めため利用する場合
- (5) 加入者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスに活かすため、および応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるために利用する場合
- (6) 上記(1)～(5)の他、加入者から同意を得た場合において、その範囲内で利用する場合

4. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつてはその限りではないものとします。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

5. 当社は、前3項の利用目的に必要な範囲で個人情報の全部又は一部を業務委託先に預託することができるものとします。
6. 当社は、次に掲げる場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
 - (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 加入者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合
 - (3) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされている場合
 - (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合

第35条(宣伝活動に関する特約)

加入者は、当社より送付される番組案内にチラシ等が同封されていることを了承するものとする。

- 2 加入者は、当社が提供する番組の放送事業者より宣伝、販売促進活動がなされることを了承するものとする。

第36条(電波障害地区に関する特約)

本約款は、ビル・橋梁・鉄道高架・鉄塔等により電波障害を受ける地域についても適用されるものとします。

第37条(準拠法)

この約款に関する準拠法は、すべての日本国の法令が適用されるものとします。

第38条(規約の効力)

規約のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項は、当該条項を規定した意図にもっとも適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

第39条(合意管轄)

加入者と当社との間における一切の訴訟については、水戸地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条(言語)

この約款の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第41条(定めなき事項)

この約款に定めのない事項が生じた場合、当社及び加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第42条(約款の変更)

本約款は、総務大臣に届け出た上で改正することがあります。

第9章 附帯サービス

第43条(TVサービスの情報提供)

当社は、TVサービス（デジアナ放送サービスを除く）の内容および放送時間を、原則として当社の指定する番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）により提供するものとします。ただし、EPGにより提供する内容および放送時間は、変更される場合があります。

2. 当社は、内容および放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

付則

- (1) 当社は、特に必要がある時は、この約款に特約を付することができます。
- (2) 一括加入、臨時加入、ホテル・旅館、業務用等については別に定めます。
- (3) この約款は、平成17年9月1日から施行します。

付則2 平成19年7月1日改正

付則3 平成20年1月1日改正

付則4 平成24年4月1日改正